



空が澄み清々しい秋を感じる頃となりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向 ▶▶▶▶▶

① 化審法におけるPFOA関連物質に係る追加措置への答申と意見募集（厚生労働省・経済産業省・環境省）

環境省中央環境審議会は、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）関連物質の化審法第一種特定物質への指定と追加措置に関する第五次～第七次答申を公開した。また、第一種特定化学物質に指定するPFOA関連物質を定める省令の案「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十五号八の規定に基づき化学物質を定める省令（案）」に対して、2024年10月9日までの意見募集が開始された。

[もっと詳しく](#)

[環境省（「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（第五次答申）」、「同（第六次答申）」及び「同（第七次答申）」について）e-GOV（「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十五号八の規定に基づき化学物質を定める省令（案）」に対する意見募集について）](#)

② 令和6年度「化学物質管理に係る専門家検討会」の中間取りまとめを公開（厚生労働省）

厚生労働省は、令和6年度「化学物質管理に係る専門家検討会」の中間取りまとめを公開し、危険有害性情報の通知制度に関する運用改善や、営業秘密の保持に関する検討結果を示した。リンク先で公開されている「中間とりまとめ（概要版）」では、項目別の検討結果がわかりやすくまとめられている。

[もっと詳しく](#)

[厚生労働省（令和6年度「化学物質管理に係る専門家検討会」の中間取りまとめを公表します）](#)

③ 令和7年度新規化学物質の製造・輸入届出等の日程を公表（厚生労働省・経済産業省・環境省）

化審法に基づく令和7年度新規化学物質の製造・輸入届出に係る日程が公開された。

[もっと詳しく](#)

[経済産業省（令和7年度新規化学物質の製造・輸入届出等に係る日程について（お知らせ））（PDF）](#)

海外動向 ▶▶▶▶▶

① TSCA PFAS 報告要件の提出期限を8カ月間延期（米国 EPA）

米国環境保護庁（EPA）は、有機フッ素化合物（PFAS）の報告及び記録保持に関する規則（PFASに関する2011年1月1日以降の使用等に関する詳細情報の提出義務付け：[ChemSafe 2023年11月号参照](#)）の報告期間の変更等に関する通知を公開し、2024年10月7日までの意見募集を開始した。変更後の報告期間は2025年7月11日～2026年1月11日、小規模事業者では2026年7月11日まで。反対意見によって撤回されない限り、本規則は2024年11月4日に発効する。

[もっと詳しく](#)

[米国EPA（Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances \(PFAS\) Data Reporting and Recordkeeping Under the Toxic Substances Control Act \(TSCA\); Change to Submission Period and Technical Correction）](#)

② PFHxA 及び PFHxA 関連物質の規制を採択（欧州委員会）

欧州委員会はREACH規則附属書XVII（制限リスト）にウンデカフルオロヘキサ酸（PFHxA）及びPFHxA関連物質を含む成形品に関する制限を追加する改訂規則を公布した。PFHxAとその塩の合計濃度が25 ppb以上、又はPFHxA関連物質の合計濃度が1,000 ppb以上の消費者向け製品（繊維製品、混合物等）、食品接触材料、化粧品及び泡消火剤の上市が、2026年4月10日～2029年10月10日にかけて順次禁止される。具体的な対象製品や移行期間、適用除外については条文を参照のこと。

[もっと詳しく](#)

[EU（Commission restricts use of a sub-group of PFAS chemicals）
EUR-Lex（COMMISSION REGULATION \(EU\) 2024/2462 of 19 September 2024）](#)

③ DINP の TSCA リスク評価草案を公表（米国 EPA）

米国環境保護庁（EPA）は、有害物質規則法（TSCA）に基づき、主にプラスチック及びゴム製品の可塑剤として用いられるフタル酸ジisononil（DINP）のリスク評価草案を公表した。本草案では、2つの工業用途と1つの消費者用途により、DINPは人の健康に悪影響を及ぼすリスクがあると暫定的に結論付けている。

[もっと詳しく](#)

[米国EPA（Risk Evaluation for Di-isononyl phthalate \(DINP\) \(1,2-Benzene- dicarboxylic acid, 1,2-diisononyl ester\)）](#)

海外の動向：米国 OSHA HCS の改訂について

2024年5月20日、米国労働安全局(OSHA)は、危険有害性周知規則(HCS; Hazard Communication Standard)を更新する最終規則 (**OSHA HCS2024**) を公開し、当該規則は2024年7月19日に発効となりました。今回の改訂では、主にGHS分類に関連する規定が国連文書(主に改訂第7版)に合わせて見直されています。

OSHA HCSは、1983年に労働安全衛生法(OSHAct)の中で定められた規則で、米国内の労働者に対する化学品の危険有害性情報伝達について規定されています。今回で3回目の改訂となります。

● GHS分類に関する変更点

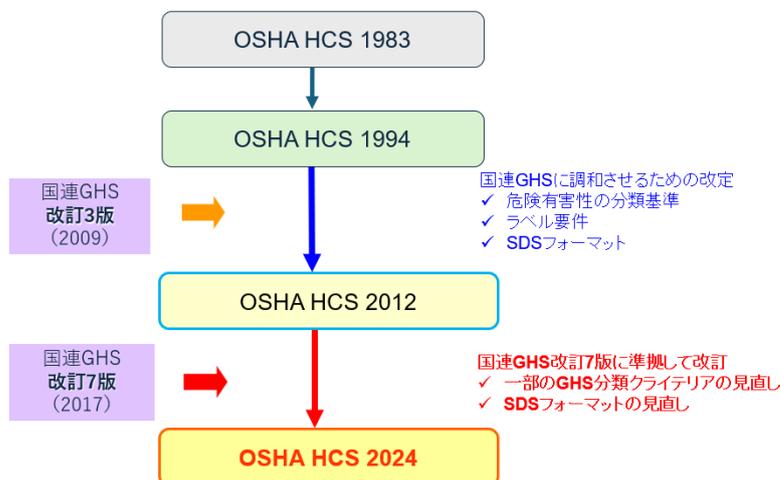
物理化学的危険性に関する分類について、【Flammable Gases(可燃性ガス)】、【Aerosols and Chemicals Under Pressure(エアゾールおよび加圧下化学品)】の分類基準が見直され、【Desensitized Explosives(鈍性化爆発物)】の項目が追加されています。

● SDS/ラベルに関する変更点

GHS分類の変更に合わせてSDSのSection 9(Physical and chemical properties)の記載項目が大幅に見直されました。また、米国内の連絡先についてSDS及びラベルに記載が求められる等の変更がなされています。

米国内で化学品を製造、輸入、販売する事業者、雇用主は、**単一物質については2026年1月19日までに、混合物については2027年7月19日までに**、OSHA HCS2024に対応したSDS及びラベルの提供が必要となります。

詳細につきましてはChemSafe12月号で紹介します。



お知らせ

○ケミカルマテリアルJapan2024 化学物質管理ミーティングへの出展

11月21日(木)、22日(金)に東京ビッグサイトで開催される**化学物質管理ミーティング**に出展します。化学物質管理にフォーカスした国内唯一のビジネスマッチングイベントです。

CERIは、出展社プレゼンテーション、ブース内ミニセミナーにおいて、化審法・安衛法・農取法・欧州REACH等に対応した安全性試験、SDS・ラベル作成、QSAR等による有害性予測、PFAS等の第一種特定化学物質の分析、製品リスク評価等の支援メニューを紹介いたします。是非お立ち寄りください。

ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

CERI 一般財団法人 **化学物質評価研究機構**
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136 (担当: 福島、田辺、多田)

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@cerij.jp